

報告第20号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：青少年健全育成センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月10日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

損害賠償額の決定について

公用車による事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	140,098円
相手方	小松島市横須町在住の男性
事故発生年月日	平成31年4月3日
事故発生場所	小松島市横須町7番

事故の概要

公用車の停止時、後方確認を十分行わずドアを開けたところ、後方より前進してきた相手方車両のドアミラーと接触し、破損させたもの。

令和元年5月10日 専決第9号

小松島市長 濱田 保徳